

◎熊本地方裁判所及び熊本家庭裁判所当直規程

平成23年12月16日熊本地方裁判所規程第1号

平成23年12月16日熊本家庭裁判所規程第1号

熊本地方裁判所及び熊本家庭裁判所当直規程を次のように定める。

熊本地方裁判所

熊本家庭裁判所

(設置の趣旨)

第1条 熊本地方裁判所本庁（熊本簡易裁判所及び熊本検察審査会事務局を含む。

以下同じ。）及び熊本家庭裁判所本庁の執務時間外（ただし、熊本家庭裁判所本庁については、裁判所の休日に関する法律第1条第1項各号に定める裁判所の休日（以下「裁判所の休日」という。）においてのみ熊本地方裁判所本庁において合同して当直を行う。）における次の事務を行うため、熊本地方裁判所本庁に当直を置く。

- (1) 庁舎、設備、備品、書類等の保全（熊本家庭裁判所を除く。）
- (2) 外部との連絡
- (3) 文書等の收受
- (4) 庁舎及び構内の監視（熊本家庭裁判所を除く。）
- (5) 令状その他の裁判関係事務等の処理等

(掌理者)

第2条 当直に関する事務は、熊本地方裁判所長及び熊本家庭裁判所長の監督を受けて熊本地方裁判所事務局長及び熊本家庭裁判所事務局長が共同して掌理する。

2 熊本地方裁判所事務局長及び熊本家庭裁判所事務局長は、この規程の実施上必要な事項について実施細則を定めることができる。

(種別及び執務時間)

第3条 当直は、日直及び宿直とする。

2 日直は、裁判所の休日における登庁時から退庁時までとし、宿直は、平日及び裁判所の休日における退庁時から登庁時までとする。

(当直員の構成)

第4条 当直は、裁判官以外の職員をもってこれに充てる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年2月1日から施行する。

(熊本地方裁判所及び熊本家庭裁判所の当直規程の廃止)

2 熊本地方裁判所本庁当直規程（平成4年熊本地方裁判所規程第2号）及び熊本家庭裁判所当直規程（平成3年熊本家庭裁判所規程第2号）は、廃止する。